

健康かわら版

脱漏健診始まります

5月・6月に集団健診を受診できなかった方や、新型コロナウイルス感染症が気になり受診を控えている方に朗報です!!

10月23日(土)・24日(日)・25日(月) 町保健センターで集団健診(脱漏)を行います。

自覚症状が出にくい生活習慣病等がじわじわと進行し、要介護の原因や命にかかわる病気を引き起こすこともあります。定期的な健診(検診)で健康状態をチェックしませんか?自分の体をしっかり把握することが、健康維持の第1歩です。

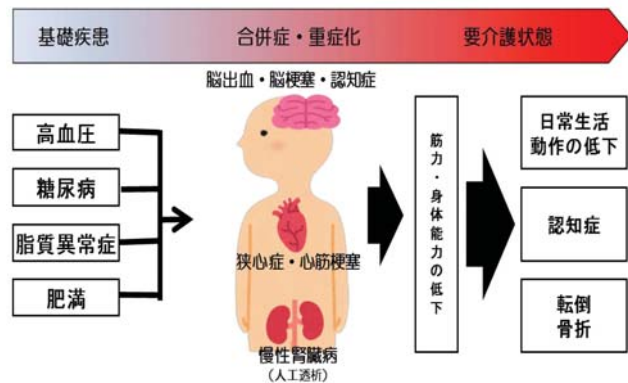
『自分だけは大丈夫!!』と思っている方も、年に1度、この機会に受診してみませんか?

町の健診(検診)は、町からの助成もあり、お得に受診できるメリットもあります。

町では新型コロナウイルスへの感染防止対策をとり集団健診を実施予定です。ただし、今後の状況により中止又は延期する場合があります。

※特定・長寿健診、子宮頸がん・乳がん検診は医療機関でも受診出来ます。大腸がん検診は郵送検診もあります。集団健診が不安な方はそちらをご利用ください。

**特定健康診査で自分の健康状態を知り、
下記のような重症化や要介護状態の予防をしませんか??**



傷病手当金(新型コロナ)には手続きが必要です

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(135)

◆新型コロナウイルス感染症に感染した方などに対する傷病手当金

国民健康保険と後期高齢者医療保険では、雇用され給与収入を得ている方(被用者)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた方に対して、傷病手当金が支給されます。

■対象者

給与収入がある大崎町国民健康保険・鹿児島県後期高齢者医療の被保険者

注意:本傷病手当金は、国からの財政支援により行うもので、給与収入を得て就労している方のみ対象です。農業や自営業の方は対象となりません。

■対象条件

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われたために就労することができず、かつその期間の給与が支払われなくなった方

■支給対象となる日数

下記期間のうち、仕事に出られなくなった日から起算して3日を経過した日から、就労することができなかった期間のうち、就労を予定していた日

支給対象となる期間:令和2年1月1日~令和3年12月31日(最長1年6か月)

※支給対象となる期間については今後延長する場合があります。

申請は郵送でも受け付けています。

申請様式は町ホームページからダウンロードできます▶

※様式には、事業主・医師からの証明が必要なものもあります。

